

令和3年度第3回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日時 令和4年3月25日（金）

〔前半〕午前10時00分から11時00分まで

〔後半〕午前11時05分から12時00分まで

2 会場 千葉市役所 8階 正庁

3 出席者

【委員】 亀井委員、川畑委員、齋藤（一）委員、住吉委員、高山委員、武井委員、竹川副会長、鳥越委員、松崎委員、山下会長

【臨時委員】 岡本（博）委員、鈴木委員、津田委員、原田委員、長岡委員

※臨時委員は前半のみ参加。

※山下会長はWEB会議サービスにより参加。

※〔前半〕20人中15人の委員が出席〔後半〕15人中10人の委員が出席

【事務局】〔前半〕

地域福祉課：和田課長、小林課長補佐、佐藤主査

市民自治推進課：平野課長

保護課：鳩川課長

地域包括ケア推進課：前嶋課長

健康推進課：松本課長

高齢福祉課：清田課長

各区保健福祉センター

中央区：根岸所長、花見川区：市原所長、稲毛区：鈴木所長

若葉区：前嶋所長、緑区：緑川所長、美浜区：大塚所長

千葉市社会福祉協議会：地域福祉総務課 山内担当次長

：地域福祉ボランティアセンター 森所長

各区事務所 花見川区：猪野所長、稲毛区：中山所長

若葉区：吉田所長、緑区：石毛所長、美浜区：金澤所長

※和田課長はWEB会議サービスにより参加。

※各区保健福祉センター

中央区：根岸所長、花見川区：市原所長、稲毛区：鈴木所長、

若葉区：前嶋所長、緑区：緑川所長は、WEB会議サービスにより参加。

※千葉市社会福祉協議会

各区事務所 花見川区：猪野所長、稲毛区：中山所長、若葉区：吉田所長、

緑区：石毛所長、美浜区：金澤所長は、WEB会議サービスにより参加。

〔後半〕

地域福祉課：和田課長、小林課長補佐、井本主査

※和田課長はWEB会議サービスにより参加。

※傍聴人0人

4 議題

(1) 支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の最終案について

(2) （仮称）千葉市再犯防止推進計画の策定方針（案）について

5 会議の概要

(1) 議題1〔前半〕

支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の最終案について

事務局から「支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の最終案」について、資料1～4に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

(2) 議題2〔後半〕

（仮称）千葉市再犯防止推進計画の策定方針（案）について

事務局から「（仮称）千葉市再犯防止推進計画の策定方針（案）」について資料5～7に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（佐藤主査） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第3回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます。地域福祉課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。

次第下部「配布資料」をご覧ください、ご確認をお願い申し上げます。不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。

続きまして、会議の成立と公開について、ご報告いたします。本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数20人のうち15人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会の会議は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願います。

続きまして本日の流れをご説明いたします。お手元の次第をご覧ください。本日は、議題が2つございまして、前半と後半の2部制とさせていただきます。前半と後半の議題でそれぞれ、概ね1時間程度を予定しており、途中休憩を含めまして、12時の終了を見込んでおります。

まず、前半につきましては、議題（1）「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の最終案について」ご審議いただきます。

議題（1）が終了しましたら、10分間の休憩を挟みます。臨時委員の皆様方におかれましては、議題（1）でご退席いただきますが、引き続き、後半の議題につきましても、傍聴いただくことが可能でございます。休憩中に、事務局よりお声がけさせていただきます。

次に、後半ですが、議題（2）「（仮称）千葉市再犯防止推進計画の策定方針（案）について」ご審議いただきます。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、慌ただしくなり、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第の2に入りたいと存じます。開会にあたりまして、地域福祉課長の和田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（和田課長） 皆様おはようございます。地域福祉課長の和田でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、当分科会にご出席くださり誠にありがとうございます。

本来であれば、健康福祉部長の富田が皆様方にご挨拶を申し上げますところですが、

怪我で入院中のため、地域福祉課長であります私が代理でご挨拶させていただきます。

また、私事で恐縮ですが、家族のPCR検査受診に伴い、自宅待機となります都合により、本日の会議をズームにて出席させていただきますことをご容赦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日でございますが、先ほど司会からご案内させていただきましたが、二部制とさせていただきます。前半は、第5期地域福祉計画策定に向け、「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の最終案について」、後半は「（仮称）千葉市再犯防止推進計画の策定方針（案）について」、ご審議いただきたく存じます。

前半の議題「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」につきましては、令和元年11月の分科会で審議をスタートしましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響があり、約2年にわたる計画策定となりました。この間、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた見直しのほか、包括的な支援体制の構築をはじめとした社会福祉法の改正への対応を行い、前回12月の第2回分科会では、皆様方には、計画の原案について、ご承認をいただいたところでした。

その後は、地域福祉計画では初めての取組みとなる動画配信による計画原案の説明を行ったうえで、パブリックコメント手続により、市民の皆様からご意見を伺い策定を進めてまいりました。

計画策定については、本日が最終回となりますので、委員の皆様には、これらを踏まえまして、ご審議をいただきたく存じます。

また、後半の議題の（2）「（仮称）千葉市再犯防止推進計画」につきましては、本年1月、千葉県が「再犯防止推進計画」を策定した所であり、県は計画に基づき、再犯防止に関する施策を進めていくことになるかと思えます。

本市としましても、県の状況を踏まえ、本市の再犯防止推進計画を今年の12月までに策定できるよう努めて参りたいと考えております。

しかしながら、本市には計画策定にあたって、犯罪をした方たちの課題に対する知見や支援のノウハウが、十分に備わっているとは言い難い状況であります。そこで先月、再犯防止に係る専門的知見を有する方々で構成された「千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会」を設置いたしました。

そこでは、第1回ということもあり、主に千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた方針案につきまして議論を行いました。

再犯防止推進計画については、犯罪をした方などが地域の一員として孤立することなく、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにするための計画であると考えておりますことから、千葉市再犯防止推進計画の方針案につきまして、「地域福祉」に造詣が深い地域福祉専門分科会の皆様にご確認いただいたうえで、ご承認をいただきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、限られたお時間ではございますが、専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（佐藤主査） 続きますので、次第の3に入りたく存じます。ここからは、山下会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

（2）議題1 支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の最終案について

○山下会長 おはようございます。私、呼吸器の状態が良くなって、自宅からズームでご無礼ですが参加させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。進行に当たりまして質疑応答の際は副会長に、助けていただけることになっておりますので、どうぞよろしくお願いい

たします。

それでは次第に従いましてこれより次第の3、議題（1）、支え合いのまち千葉推進計画第5期千葉市地域福祉計画の最終案について、入らせていただきたいと存じます。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（和田課長） はい。地域福祉課和田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。お聞き苦しい点がございますことをご容赦ください。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議題（1）、「支え合いのまち千葉推進計画第5期千葉市地域福祉計画最終案」についてご説明いたします。前回12月の分科会におきまして、「支え合いのまち千葉推進計画第5期千葉市福祉計画原案」についてご審議をいただきました。その際、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、一部修正の上、承認をしていただきました。

修正につきましては、会長と事務局にご一任いただきましたので、山下会長とご相談しながら、事務局で作業を進め、1月にパブリックコメント手続にかける計画案を委員の皆様へ送付し、修正の報告に代えさせていただいたところでございます。

なお、各区の支え合いのまち推進計画で、「基本目標」としている区と、「基本理念」としている区が混在している件につきましては、各区の支え合いのまち推進協議会が主体的に各区の計画の策定作業を進める中で、「基本目標」もしくは「基本理念」として整理されたものでございますので、今回は、各区の意向を尊重し、原案のままとさせていただき、この件については、中間見直しの中で引き続き検討して参りたいと考えております。

その後、この修正した計画原案をもちまして、パブリックコメント手続を実施し、市民意見の募集を行いましたので、本日はその実施結果についてご説明いたします。

資料1「支え合いのまち千葉 推進計画（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について」をご覧ください。

実施概要についてですが、募集期間は、令和4年1月17日から2月16日まで、市のホームページをはじめ、市政情報室、各区役所、各区保健福祉センター、市図書館及び当課で閲覧等を行い、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかで意見の受付を行いました。

その結果、意見提出数ですが、6人の方から72件のご意見をいただきました。

パブリックコメント手続では、多くのご意見を頂戴しましたが、ここでは、原案を修正し、最終案へ反映を行ったご意見について、その意見の概要と市の考え方、修正箇所をご説明いたします。なお、誤植などの軽微な修正箇所のご説明は、割愛させていただきます。

お手数ですが、資料2の計画最終案もお手元にご用意いただきますようお願いいたします。

○事務局（小林課長補佐） 音声の具合がよろしくないもので、私の方からご説明をさせていただきたいと思ひます。着座にてご説明をさせていただきます。

それではまず資料の1の2ページのところからご説明をさせていただきたいと思ひます。資料1の2ページ、ナンバーの一番左のところ、ナンバー5のところでございます。こちらのパブリックコメントでのご意見でございますが、「市の取り組みに、地域福祉活動への若者の活用の視点を追加すべき」というご意見を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、千葉市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動や、地域活動に関する情報の発信などを通して、活動意欲の高い若者の参加を呼びかけていくこととしているほか、ご意見を踏まえまして、資料の2、計画の最終案の方の89ページをご覧ください。

89ページのナンバー5になります。事業のところに、市民自治の推進という事業を追加いたしまして、この事業の中で、若い世代を対象としたワークショップの開催。若い世代の参加を促す環境整備や、きっかけづくりについて検討していくという事業を追加させていただいております。

続きまして、戻りまして資料1の3ページをご覧ください。ナンバーは9番になります。こちらは、地域福祉活動の参加状況に関するWEBアンケートの結果の評価について、市民の方からご意見を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、ご意見の通り、最終案、資料2の18ページ。こちらのWEBアンケートのグラフのところでございますが、18ページの一番下のグラフでございます。②地域福祉活動の参加状況。ここに文章が三行あるかと思えますけれども、2行目の後半に、「パブリックコメントの時の資料では全体で7割の人に参加意向があるという結果である」というふうにしておりましてけれども、それを客観的な事実を書き換えまして、「参加したことが「ある」と「機会があったら参加したい」を合わせると全体の7割になるという結果」というふうに、修正変更を行っております。

続きまして、戻っていただいて資料1の5ページをご覧ください。番号は16番。第6章の成年後見制度利用促進基本計画のところでございます。ご意見といたしましては、任意後見についての説明がないのではないか、追記していただきたいというご意見でございました。こちらにつきましては、ご意見の通り、資料2の冊子の方の139ページ。こちらの方に、最後の段落のところ任意後見の説明を追加させていただいております。

また資料の1の方にお戻りください。同じく5ページの19番でございます。ご意見といたしましては、地域福祉活動の取り組み、取組事例のところ、「集客が見込める」という言葉をパブリックコメントの資料で使っておりますけれども、ちょっと違和感があるというご意見でございましたので、ご意見の通り修正をしたところでございます。

修正箇所は、冊子の方の154ページ。154ページの右側の右下の辺りですね。「取材させていただいた日にはふるさと農園で芋堀りイベントがあり、子供連れの家族が同時に立ち寄ってくれたりもして、農園のイベント日に合わせると相乗効果が生まれ、たくさんの方が集まることが判明したようです。」とあります。もともと最後の文章に「集客」という言葉を使っていたのですが、「たくさんの方が集まることが判明した」というような表現に改めております。パブリックコメントを経まして、ご意見を踏まえて修正した箇所は以上となります。

このほか、細かい部分で最終案を修正させていただきました変更点がございまして、そちらを申し上げたいと思います。資料2の冊子の方をお手元にご用意ください。資料2の冊子のまず89ページをご覧ください。先ほども少し触れたのですが、予算編成の過程で、市の取り組みを五つ追加しております、ナンバー5、「市民自治の推進」。こちらを新たに事業として追加しております。

続きまして116ページをご覧ください。90番にあります、「あんしんケアセンターの充実」ということで、こちらは出張所の増設と、3職種の増というところの事業を追加させていただいております。

続きまして、121ページをお開きください。番号108番。「コミュニティ通訳翻訳サポーター制度」。こちらの事業を追加しております。同じく、そのページの109番。「千葉市外国人総合相談窓口」、こちらの事業を新たに追加しております。

続きまして、110番、「女性のための繋がりサポート」、こちらを新たに追加することでございます。

追加した箇所としまして、158ページをご覧ください。158ページのページの右上のあたりに、「リモートラジオ体操」というところを追加させていただいております。多部田町のさわやか健康会の方々のリモートでの事例を掲載させていただきました。

続きまして、206ページをご覧ください。こちらを追加した箇所になります。資料編の部分になりますけれども、こちらは千葉市の様々な補助制度ということで、地域福祉活動に関係する様々な補助制度を一覧として取りまとめたところでございます。こちらは資料編という形で新たに追加をさせていただきました。その他、全体的にデザインであるとか、体裁の調整を行わせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

あと、製本をする際には、視覚障害のある方に、計画書の内容を音声で聞き取れるようにするようなSPコードというものを冊子の右下のあたりに、今の地域福祉計画にも掲載しておりますけれども、コード入れさせていただくということを考えておりますので、よろしくお願

いたします。

それがまだ入っておりません。変更点は以上になります。本日計画書の詳細な説明につきましては、割愛をさせていただきたいと思っております。この計画最終案のポイント等と言いますか、簡単に申し上げますと、今までの地域での取り組みを継続しつつですね、地域と市がより一体となって、すべての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合う、地域共生社会の実現を目指して、地域の支え合いの力を高め、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築して、社会資源の創出を促進していく。そういうふうなところで、計画全体を進めていきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、本日は皆様に配布させていただきました資料2の最終案につきましては、本分科会の委員の皆様をはじめ、各区の支え合いのまち推進協議会の委員の皆様のお力添えをいただきまして、様々なご意見等をちょうだいして、取りまとめさせていただきました。パブリックコメントも経て、最終案というふうになっております。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。説明は以上になりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしく願います。私の方から説明は以上でございます。

○山下会長 ありがとうございます。この最終案について、今のご説明とともに事前に事務局から送付されているものも、ご覧いただいているかと思っております。

今のご説明のように、約2年にわたり審議してきたこの第5期千葉市地域福祉計画の策定は、本日がその議論の最終回となります。最終案は、前回ご審議いただきました原案から、皆様のご意見を踏まえて修正して、パブリックコメント手続の報告も先ほどいただきましたけれども、そうした仕組みを経て取りまとめたというものになります。この最終案について本日皆様にご承認いただければ、この形で正式な決定ということになります。これを踏まえまして計画の最終案、事務局の説明について、ご質問ご意見ございましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。副会長、どうぞよろしく願います。

○竹川副会長 はい。原田委員、挙手がございますので私から指名させていただきます。

○原田委員 原田です。12月も休んでいました。

○山下会長 心配していました。

○原田委員 少し重複してるかもしれないですけども、この各区の取り組みのところですね。第4期も全部重点地区を記入しているわけですよ。ところが第5期に至ってはね。花見川区以外はどこも書いてないですよ。どういう評価をするのですか。評価のしようがないじゃないですか。前はこの重点項目を中心に評価したわけですよ。今回は、4期よりも劣ってますよ。評価方法も何も書いてないじゃないですか。どうやって評価するのですか。花見川区だけは重点地区を書いてあるけども、他の5区は何も書いていない。どうやって評価するのですか、これ整理されたのですか。

○事務局（小林課長補佐） 地域福祉課の小林でございます。今年度、コロナの影響で昨年度から、ずっと議論をしてきたところでもございまして、各区の推進協の方々には、今回に関してはなかなか重点取り組み項目の設定までは難しいところも、地域の活動が停滞しているところもありまして、難しいところもありましたので、今回は、重点取り組み項目の設定は、中間見直しまでに、行っていただきたいということです。

○原田委員 これから作るということですか。

○事務局（小林課長補佐） さようでございます。

○原田委員 いつまでに。

○事務局（小林課長補佐） 令和5年度に中間見直しがございますので、それまでに、重点地区の設定であるとか、もろもろに関しましては、花見川区以外の区につきましては。

○原田委員 なんで今入れないの。2年も先に入れても意味がないですよ。

○事務局（小林課長補佐） なかなか今、策定の段階では、コロナの状況を踏まえると。

○原田委員 花見川区は入っています。コロナがあっても。他の区は何やってたの。

○事務局（小林課長補佐） こちらの方から、全体としては、その重点取り組み項目が難しいところがあるかと思しますので、そうするというので、お願いをしてきたところです。

○原田委員 どうやって評価するのですか。評価のしようがないじゃないですか。何もやってなくてもね。いいということになっちゃいますよ。今までは曲りなりにもね。重点地区のところを何をやっているのか、それを全部出してもらって評価していたわけでしょ。それができないじゃないですか。何もないから。各区の取り組みを出してもらってくださいよ。すぐに。そんな延ばすことばかり考えないで、何やってるんですか。と私は思った。

○事務局（小林課長補佐） すいません。今年度の議論の中でも、委員おっしゃる通りですね、花見川区の方では、重点地区を決めていただいているというところがございますが、他の区に関しましては、中間見直しまでに、重点地区のところまでしっかり書き込んでいくというところで、一応議論させていただいたところがございます。

○原田委員 2年間、何もしないわけ。

○事務局（小林課長補佐） 何もしないというわけではございませんので。

○原田委員 2年先に出すということですか。

○事務局（小林課長補佐） すべて計画書という形になるのは、2年先というか、令和5年度の間見直しとなります。

○原田委員 重点地区を出すのは2年先に出す。

○事務局（小林課長補佐） そうですね。来年度、各区の状況によると思うのですが、各區の方で、来年度に重点取り組み地区を定めていくのか、その次になるのかっていうところは、これから中間見直しまでに、ということだけが決まっている状況です。

○原田委員 なんでそんなに延ばす理由がよくわからないですね。2年間何もしないということになっちゃいますよ。

○事務局（小林課長補佐） 何もしないということでは。

○原田委員 いや、多分そうなります。このままだと。

○事務局（小林課長補佐） 各区の今、もちろん取り組んでいただいているところを、感染に気をつけていただきながら、継続してやっていただきたいと考えております。

○原田委員 2年先に、どういう形で、この重点項目出すんですか。

○事務局（小林課長補佐） 令和4年度、5年度をかけて、推進協の中で、どういう形で、重点を決めていくかっていうところを、皆さんと一緒に、ご議論をしていくというような話になります。

○原田委員 2年先に出すわけ。ちゃんとまとめて。

○事務局（小林課長補佐） まとめて出すのは、来年度、再来年度にすべての区が出せるというところまではちょっと申し上げられないのですが、中間見直しまでには、出すことになっております。

○原田委員 2年間は何も評価もできないということだね。

○事務局（小林課長補佐） 各区の評価方法、既存の取り組みをどういうふうに見ていくのかっていうところは、考えていかないといけないと思っております。

○原田委員 これはもう、完全にコロナを理由にさぼってる証拠ですよ。何もしないんだよ。ちゃんと計画通りやってくださいよ、4期はちゃんとやってるじゃないですか。これ見たって、4期に比べて全然駄目ですよ。いやいや、休んでいて、何言ってんだって言われるかもしれないけど。

○竹川副会長 武井委員の方から手が挙がっています。

○山下会長 武井委員、発言をお願いいたします。

○武井委員 今、原田委員から話があった件については、ちょうど夏、春から夏にかけて、議論したところなんですけれども。基本的にはもう各区に任せるっていう形で、全然やらないわけではなくて、やっていこうということです。それであわせてですね、今、原田委員の中の話

でちょっと気になることは、重点項目が決まってないからできないというような、評価できないような話をされていましたが、今ここで決めて、各区でやることはですね、重点項目ではなくても当然やる。この項目に挙がってる項目はやることになっていて、それを含めてですね、各区での進め方、評価についてはもう、各区でやってもらうというような形で、行かざるをえないという形になったので、そういう話になったので、やらないわけではなくて、一つ、重点項目以外のものについても、全部目を通して、やれるものからやりましょう、やってくださいというような内容で、行かざるをえないということになった、そういう経緯があって進んでるものですので、ちょっとそのあたり、重点項目がないから評価できないとかそういう話とは違う、やらないとかっていう話ではないということをご理解いただければと思います。

○原田委員 重点項目はやらなかったら何もやられていない。やれていないのです。

○竹川副会長 その他の委員さんの方から何かご質問ご意見ございますでしょうか。武井委員どうぞ。

○武井委員 私の方から確認したいのは、先ほど課長の方から挨拶の中で話もあったことですけれども、基本理念と基本目標との使い分けですけれども、先ほどの話では、また見直しまで先送りするような話で、前回のこの会議の中で、市の方の決めている基本理念については、各区についても、網羅している全体に入っていることですよ。それを受けて各区は、やるような内容になると思うのですけれども、中央区の場合、どうなったのかなと思って、中央区の方も基本理念という言葉に今回はなっているのですが。前回の分までは、今生きている計画なんですけれども基本目標にしてですね、いつ基本理念に変わったんだろうっていうことで、担当の方にね、再確認したのですけれども、それほど大きな話じゃなくて担当も変わって、「基本理念の方がいいかなと思って変えたんです。」というような内容だったので、市の方から話があったら、「当然よく相談して、必要だったら、幹事を決めてますのでそこで打ち合わせしてもやったらどうですか。」という話もしておいたのですが。「市の方からは、各区の推進協なり、その事務局なりとの話をされたのでしょうか。」されていれば、もうちょっとまとまって、基本目標なりに一本化できたのではないかなど。内容を見てみると、皆同じような形で、基本目標でも全然問題ないような内容と理解するのですけれども。市の方としては、前回のこの会議で私も言わせていただいたのですが、それを受けて、「各区と調整をしたのでしょうか。」というのをお聞きしたいです。

○事務局（小林課長補佐） 事務局の小林でございます。前回の分科会で武井委員の方からご指摘をいただきまして、山下会長にもご報告をしております。各区の推進協、各区の高齢障害支援課、事務局の方とも、「どのように統一を図っていくか。」というところで協議はしました。させていただいたところでございます。ただ、実際にまた改めて、そのあたりに関しては推進協の開催が必要だという判断をする区もございましたので、今回に関しましては時間の都合もございまして、中間見直しまでということでご先送りをさせていただいたというのが、現状でございます。

○武井委員 すぐに変えられないし、会議を開いて会議で決めないといけないからというので断ったところがあるならやむを得ないかもしれないですけど、市の理念があってさらにまた区の理念があるというのは、やはりわかりにくいところもあるので、早く直したほうがいいと思います。

○竹川副会長 他にご意見ご質問ございますでしょうか。武井委員。

○武井委員 はい。もう1点、質問させていただきますが、権利擁護の方の事業の話なんですけれども、これにつきまして、このページでいきますと、130ページのところの成年後見制度の促進に関するところで、130ページに書かれている項目については、124から、その中のトーンとしては、「社協がやる事業について、支援をします。」というトーンで書かれているのですけれども、そのあとの実際の基本計画という形で139ページから書かれている。その内容を見ると、市の方で実施しますという「市に中核機関を設けて、推進してい

ます。」というふうに取り取れるのですけれども、トーンが全然違うので、確認したかったのは、この130ページに書かれている項目の部分は、市の社協がやることの支援をして、それ以外にこの内容でいくと139ページから書かれている項目については、市のほうで実施するという見方でいいんでしょうかっていうのが一つ。

125番目の、このあたりでは、市の社協のやることの、法人後見事業の実施を支援しますということで、かなり明確に書かれていて、進んでいるんですけども、市の方の社協の事業を見ると、その項目が見当たらないとか、その後見事業そのものを実際やるような内容が入ってなくて、市社協のほうでやっている成年後見制度の普及啓発事業の中では、くくりとしては、学びの場を作り、福祉人材を育成するという項目に入っていて、実際には広報、PRということに限られている内容になっているのですが、「例えばこの125番の法人後見事業の実施を支援するというような内容に対する受けがないように感じるので、そのあたり社協とも調整されているのでしょうか。」ということをお聞きしたいのですが。

○事務局（小林課長補佐） まず1点目の130ページのところにしましては、社協が行っている事業、124、125につきましては、社協が行っている自主事業に対する市の支援を行う、補助なりで行っているというところの事業を掲載しております、基本計画の方で、139ページからになりますけれども、そこに掲載している事業は、市が主体的に実施をしている事業。委託という形で成年後見支援センターに委託はしておりますが、市が主体というような形になっております。130ページは、社協の自主事業に対して市が支援し、補助をしていくという整理でございます。

もう1点の方が、すいません。市と市社協の連携の問題でしょうか。

○武井委員 130ページの125の「法人後見事業の実施を支援します。」というけれども、これ自身については社協の方の計画では、それに値するものが入ってないので、気になる場所であるし、それに関して、社協とも十分にその打ち合わせをしたのでしょうか。

○事務局（小林課長補佐） はい。この計画を作る時にはもちろんすべての事業について、社協と情報を共有しながら進めていったところで、社協の計画の方では、地域生活課題の解決に向けた支援という取り組みの中で、権利擁護の支援、本会が成年後見人等を受託して、判断能力が十分でない方の権利擁護を図りますという事業を、活動計画の中でも、掲載はさせていただいているという状況でございます。

○武井委員 社協の方の事業では、成年後見制度の普及啓発というのは、「学びの場を作り福祉人材を育成する。」という、くくりの中に入ってますね。

○事務局（小林課長補佐） 施策の方向性1に入ってますね。

○武井委員 その中の具体的な事業を見ても、それに値するものは、どこにも入っていないのではないですか。社協の方のこの地域福祉活動計画の方ですね。ここの中の、この項目について言えば、社協の活動計画の20ページのところに入っている話ですけども。成年後見制度の普及啓発というのがあるんですけども、そこの中で書かれてる項目の中には、それらしい記載はなくて、広報、周知方法に徹している内容になっていますよね。

○事務局（小林課長補佐） はい。社協の方の計画、すいません。皆さんのお手元にないですけども、活動計画の28ページと29ページの方に、権利擁護支援ですとか、あと権利擁護のネットワークづくりという事業が掲載されておまして、そちらで、対応しているという理解です。

○武井委員 125の事業として、法人後見事業ということをお明確にして、それを支援しますと言ってるけど、それに対するものがないと言っているんです。

○事務局（小林課長補佐） 取り組み項目の15番、28ページの地域生活課題の解決に向けた支援のところ、本会だということで、これが法人後見事業だというふうに、認識しております。日常生活自立支援事業の実施及び本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図りますと、記載をいただいているというふうに理解しております。

○武井委員　ちょっと苦しい話しをされているけど、もっと明確に何で書かないんですか、打ち合わせをしてるのだったら、問題なくやれるでしょう。

○山下会長　すみません。山下でございますけれどもよろしいでしょうか。この法人後見事業の支援に関する、千葉市社協の地域福祉活動計画に関する内容については、この分科会で意見したり、注文したりするものでは今のところないんですけども、武井委員がおっしゃるような、つまり地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が一体的に策定されていく。そういったことは実は必要で、今後の実は千葉市の課題だと思います。これ解釈の仕方によるので、苦しいというわけではなくて、多分千葉市社協の活動計画の方では、法人後見事業という事業よりも、法人後見っていうのを、社会福祉協議会の職員だけがやるのではなくて、後見を進める市民の養成も含めた人材というところに注目しているということと、成年後見と日常生活自立支援事業それぞれの事業として、事業は事業、それぞれ制度、背景が違うんですけども、権利擁護の支援として、日常生活支援事業と、法人後見といったものを一体的な権利擁護の活動として進めていくとそういう解釈だろうと私は解釈しているんですが。武井委員のご指摘はご指摘として受けとめますけれども、事務方が答える内容でもないと思いますので、これぐらいのやりとりでよろしいのではないかと思います。

○竹川副会長　それでは他に委員さんの方から、ご意見ご質問ございますでしょうか。山下会長、他に挙手はないようでございます。

○山下会長　はい、どうもありがとうございます。今回の策定は、各区の方々が本当に大変だったと思います。今日ご出席いただいている各区でお取り組みいただいた代表の方から、本当にお一言ずついただきたいぐらい、感謝申し上げたいところなんですけど、先ほどからご意見ありましたように、評価をどうするかといったことについても、今後の課題で、日本中の、課題なんですけども、この地域福祉計画の評価をどうするかということは、千葉市においても今後検討していく、十分に検討していく必要があると思います。

そして重点地区を作ると言ったことのご意見もありましたけれども、これも各区の取り組みを尊重する目標と理念と一緒にすけれども、今回はなかなか綺麗にそろえることができず、各区を尊重するといった形で、今回の最終案もお示ししておりますけれども、先ほどの評価との関係では、武井委員がおっしゃったように、重点地区が定められていなければ評価ができないということは全くなく、重点地区をお作りのところはその重点地区を中心にされながら評価をされ、重点地区を今回、定めなかったという場合はその全区において、どういうふうな取り組みが進められているのかといった、そうした作業の中で、また重点地区を作るかどうかといった議論も含めてこれから進むんだらうと思います。そういう余白を残しながらの、内容として、今回は取りまとめたということになります。

もう一つパブリックコメントをたくさんいただきまして、皆さんご覧いただいたかと思えます。審議会の私たち委員として、このパブリックコメント、市民のご意見を、少し拾いながら意見交換するという時間も、この審議会では本当は重要だと思います。あえて一つだけ取り上げてみると、4ページの10番、市の取り組み、「社会資源の創出を促進する」といった今回取り組み方針3を作ったわけですけども、「社会資源」という言葉がわかりにくい。或いは「新たなプラットフォームを形成する」という記載が難しい表現だというご指摘をいただきました。

今回最終案でそのままにしておりますけれども、これも2年後の見直しで、皆さんも含めてわかりにくいと、市民の方が言われるのだとすると、「社会資源」というのは、今考えてたんですけど、「あったらいいな資源」みたいなそんな感じで。「あったらいいな」という資源というものが何かと。そうするとサービス自体だったり、人と人、或いは組織と組織が繋がるネットワークであったり、或いは千葉市と、或いはそれに参画する人たちでつくり上げる仕組みだったり、そして最も大事なものは「人」という資源なのですが、こうしたことの意味をさらにいただくような、計画作りをしていかなければいけないのだなと。パブリックコメントをいた

だいて感じたところです。そして「新たなプラットフォームを形成する」という、新たな文言もこの計画に入るわけですが、「多様な主体と何をするか」というところは、協力の「協」に働くと書いて「協働のプラットフォーム」というのが、「お椀、器」みたいなものなんですけど。ただそれを言い換えただけで、表現が優しくなったかというところでもなさそうなので、今回はこのままにしておくといった構成になっておりますが、意見の概要をたくさんパブリックコメントで市民の方からいただいたことも、非常に今回意味があることだと思っております。

さて、事務局からご提案いただきまして皆様からもご意見いただきまして、意見も残るところではありますけれども、第5期千葉市地域福祉計画の最終案については、これで承認ということではよろしいでしょうか。副会長すいません。ご確認をお願いいたします。

○竹川副会長 承認ということではよろしい方は挙手をお願いいたします。全員手を挙げております。

○山下会長 どうもありがとうございました。原田委員も武井委員も貴重なご意見をありがとうございました。ご意見いただくおかげで盛り上がりますのでどうぞよろしく申し上げます。

それでは、千葉市長より諮問を受けました「第5期千葉市地域福祉計画の策定について」は、計画最終案を承認し、その旨、千葉市長に答申いたします。

議題1は以上となります。事務局の方でどうぞよろしく申し上げます。

○事務局（小林課長補佐） はい。委員の皆様方におかれましては、ご審議いただきありがとうございます。それでは、私からは、今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。

まず、計画決定までの手続きについてですが、3月中に、計画策定について、本分科会でご審議いただきご承認いただいたという結果を、市長に答申し、本市として正式に計画決定いたします。

合わせて、パブリックコメント手続の実施結果も公表させていただきます。

また、計画書の配布については、5月頃を目途に作業を進め、委員の皆様をはじめ、社協地区部会、町内自治会、民生委員の皆様など、地域でご活躍されている方々に広く配布する予定としております。

本日は、この後、本来であれば事務局を代表いたしまして、保健福祉局の健康福祉部長の富田よりご挨拶申し上げるところでございますが、御礼のお手紙をお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。

地域福祉計画は、令和元年度から検討を開始し、その後、新型コロナウイルスの影響もあり、約2年にわたり、ご審議いただくこととなりましたが、おかげさまをもちまして、支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）を計画の形にまとめることができました。委員の皆様におかれましては、本日まで計画の策定にご尽力いただきまして誠にありがとうございました。第5期地域福祉計画の策定に関する審議については、本日の分科会が最終回となり、臨時委員の五名の皆様におかれましては、本日が最後ということになります。

また、その他の委員の皆様におかれましては、今後、推進状況等についてご議論、ご審議いただくこととなりますので、引き続き、専門的見地からのご意見ご指導を賜りたいと存じます。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えませんが、来年度から5年間、この支え合いのまち千葉 推進計画を推進していくにあたり、また令和5年度には、計画の中間見直しを予定しておりますので、今後とも、皆様方のご協力を、お願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。他に何かございますか。

○事務局（小林課長補佐） それでは事務局より2点ほどご報告を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の3をご覧ください。こちらは支え合いのまち千葉推進計画第5期千葉市地域福祉計画の概要版でございます。市民の皆様には計画全体を理解していただけるように作成をしたものでございます。

続きまして資料の4をお配りしておりますが、こちらは地域福祉の啓発漫画でございます。市民の皆様にはわかりやすく浸透する計画ということで、そのきっかけとなるよう、若者向けというイメージで、地域福祉を題材とした漫画の作成をさせていただきました。こちらデジタル形式で作成をしております、当市のホームページで公開する予定でございます。きっかけとしてここからまた地域福祉に関心を持っていただけたらというような思いを込めて作成をしたものでございます。

本市といたしましては、こうした取り組みにより地域福祉活動について、市民の皆様にご理解ご協力いただけるよう努めて参りたいと考えております。以上、報告でございます。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。資料3も4も、事務局の方でかなり時間をかけて丁寧にお作りいただいているのが本当によくわかりました。漫画も初めてできましたのでこの漫画の吹き出しの、セリフのところを真っ白にして、淑徳大学の学生、200名、地域福祉の学生に少し穴埋めでいろんな創造を持たせようと思っております。どうもありがとうございました。ではこれで議論が終わりましたので一旦事務局に進行をお返しいたします。

○事務局(佐藤主査) ありがとうございます。臨時委員の皆様におかれましては、議題(1)で終了となります。お疲れ様でした。それでは、休憩を挟みまして、11時5分から、後半の議題(2)に入らせていただきたいと思います。ここまで貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。それでは休憩に入らせていただきます。

(3) 議題2 (仮称) 千葉市再犯防止推進計画の策定方針(案)について

○事務局(井本主査) それではお待ちいたしました。私はこれより、司会を務めさせていただきます地域福祉課の井本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の再開に当たりまして、改めて会議の成立についてご報告させていただきます。千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、臨時委員を伴わない総数15名のうち、10名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは次第の3、議題(2)に入らせていただきます。引き続き、山下会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

○山下会長 はい、どうもありがとうございます。短い時間ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

次第の3、議題の(2)、仮称とされております千葉市再犯防止推進計画の策定方針案について、入らせていただきます。地域福祉のこの分科会で、この再犯防止といったこともテーマとして上がるようになって参りました。地域生活から地域の課題というのが本当に、多方面にわたって、こうした行政計画、或いは民間の取り組みもあわせて、考えていく時代になったんだなと実感しているところです。先ほど行政からのご挨拶で、皆様の専門的な見地でご審議をとっておりますが、私も含めて、この再犯防止に関することは、なじみのある方もいらっしゃる、学び始めたといった方も実際いらっしゃるかと思います。この後の事務局の説明をお伺いしながら、ご一緒に考えるといった時間にもなろうかと思いますどうぞよろしく願いいたします。では事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(小林補佐) はい。引き続きよろしく願いいたします。地域福祉課の小林でございます。失礼して着座にてご説明をさせていただきます。

お手元の資料の5をご準備ください。こちら、現時点では、計画の名称は決定しておりませんので、仮称とさせていただきます。千葉市再犯防止推進計画の策定方針案についてのご説明に入らせていただきます。

こちらの策定方針は、これから本市の再犯防止推進計画を策定するにあたっての基本的な考え方をまとめ、方向づけの基となるものでございます。資料の表紙をおめくりください。

1 ページです。千葉市再犯防止推進計画策定の趣旨についてご説明をさせていただきます。趣旨の一つ目、(1)でございますが、刑法犯に係る現状について記載しております。全国の刑法犯の認知件数、こちらは年々減少傾向でございます。令和3年版の犯罪白書によりますと、令和2年の刑法犯に占める再犯者の割合は、49.1%となっており、昭和47年以降最も高くなったとのことでございます。全体として刑法犯の認知件数は減少しているのですが、そのうちの再犯者の占める割合というのは、どんどん増えていっているということでございます。再犯者率ということでグラフには記載されておりますが、再犯者数自体は少し減ってはいるものの、割合としては高まってきているということでございます。

2 ページをご覧ください。趣旨の(2)、(3)でございますけれども、国における再犯防止に係る動きについて記載をさせていただいております。平成28年の12月に議員立法により、再犯の防止等に防止等の推進に関する法律が施行されました。この法律により、再犯の防止等に関する施策を策定し、実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されました。(4)でございますけれども、こちらは県の動きについて記載をしております。千葉県においては、法務省が実施する地域再犯防止推進モデル事業に応募され、平成30年度から令和2年度に実施し、千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた方針を策定しました。今年度、その策定方針に基づきまして、千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた協議会を設置し、本年1月に千葉県の再犯防止推進計画が策定されました。(5)に移らせていただきますが、法律の趣旨や、千葉県の状況を踏まえまして、本市においても、犯罪をした方等の再犯を防止するためには、社会復帰を、地域社会から孤立させない、息の長い支援等を、国だけではなく、地方公共団体や民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があり、市民に身近な行政機関として再犯防止に関する取り組みを総合的、計画的に推進するため、本市における地方再犯防止推進計画を策定することとしたところでございます。

3 ページをご覧ください。2、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会についてですが、こちらは、千葉市再犯防止推進計画を策定するため、再犯防止に専門的な知見を有する方々にお集まりいただき、設置した連絡協議会でございます。連絡協議会は、今年度設置し、先月、第1回目の会議を開催したところでございます。所管事務につきましては、記載の通りでございます。構成団体は、資料に記載の通り、刑事司法関係機関や民間団体等の関係団体により構成をされております。なお、今回お諮りする、この策定方針案につきましては、事務局が策定した案に対し、連絡協議会の委員からのご意見等を踏まえて作成したものでございます。

それでは4 ページをご覧ください。計画の策定体制についてですが、(1)から(3)に記載されている会議や手法を踏まえたものとしております。(1)は、先ほどご説明させていただいた策定に向けた連絡協議会のことを指しております。今回の方針案及び今後の計画案につきましては、まずはこの連絡協議会で作成、検討をして参りたいというふうに考えております。(2)につきましては、先ほどご説明した連絡協議会による協議や、パブリックコメント等を行っていく予定でございますが、そうした手続きを経た上で、本日の議題であります策定方針、また、今後は計画案につきまして、本分科会に諮りご承認を得ることとしたいと考えております。これから策定いたします再犯防止推進計画は、犯罪をした方などが地域の一員として孤立をすることなく、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるようにするための計画であると考えておりますので、本分科会で審議を行っていただくとしております。先ほどの会長からもございましたが、その一方で、再犯防止という分野、非常に専門性の高い分野であるというふうに考えておりますので、この分野における、知見や経験を有する方々で構成する(1)の連絡協議会の中で、計画に記載する内容等を協議し、計画案として固まったものを、本分科会の中でご審議いただきたいというふうに考えております。(3)につきましては、パブリックコメント手続でございます。計画の策定に先立ち、計画案を公表して、広く市民から意見の提出を求めたいと考えております。その後、ご提出いただいた意見に対する本市の考え方を検

討しまして、必要に応じて修正を行い、市民からの意見に対する本市の考え方を公表していくという流れでございます。

5ページをお開きください。今までのご説明の流れを図式化したものでございます。本分科会は、計画策定まで、今回含めて、3回の開催を予定しております。

6ページをご覧ください。計画の位置付けに入らせていただきます。(1)でございますが、本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定を行います。

(2)ですが、再犯の防止等を目的としている取組のほか、従前から市民に提供している各種サービス事業等で、再犯の防止等に関する取組について掲載をすることでしております。(3)ですが、本計画は、令和5年度の策定に向けて、現在策定作業中である(仮称)千葉市基本計画との整合を図る。としております。また先ほどご審議いただきました、本市の地域福祉計画を初め、関連する他の分野別計画との連携を図って参ります。

7ページをご覧ください。こちら、計画期間でございますが、令和4年度から令和8年度までの5年間を予定しております。なお、国においては、次期の再犯防止推進計画が令和5年度から策定ということで伺っております。本市も国の動向を踏まえながら計画策定を進めて参りたいというふうに考えております。

8ページをご覧ください。計画の基本方針でございます。再犯防止推進法の第3条に規定されております基本理念のもと、以下の(1)から(4)を定めております。(1)ですが、犯罪をした方等も地域社会の一員として孤立することなく、誰もが住みなれた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取り組みを推進して参ります。(2)ですが、国や県等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる方とともに歩む、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組んで参ります。

(3)ですが、国や県等との適切な役割分担を踏まえ、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげて参ります。(4)ですが、再犯の防止等に関する取組は、犯罪の被害に遭われた方たちの存在を十分認識して行うとしております。

9ページをご覧ください。7、計画の対象者でございます。こちらは再犯防止推進法の第2条第1項の規定に基づいた方、とすることを考えております。ここでいう犯罪をした者等とは、犯罪をした者、または、非行少年、もしくは非行少年であったものとしており、刑務所等の矯正施設に収容されている人や、保護観察対象者の他、微罪処分となった人、起訴猶予された人、罰金・過料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むとしております。

10ページをご覧ください。計画の掲載内容についてです。まず、再犯防止を取り巻く状況について、(1)から(8)の通り記載することを考えております。(1)から(7)につきましては、再犯防止を取り巻く状況や現状がわかる統計資料等を、グラフや表を交えて掲載することを考えております。(8)につきましては、本年4月に市民を対象としたwebアンケートを実施する予定でございまして、再犯防止に係る市民の意識調査を行い、その結果を掲載するとともに、計画を策定するにあたっての資料として活用していきたいと考えております。

11ページをご覧ください。計画に掲載する再犯防止にかかる施策の展開でございますが、(1)から(6)まで掲載を予定しております。一つ目が就労・住居の確保等のための取組。二つ目が、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組。三つ目が、非行の防止・学校と連携した就学支援等のための取組。四つ目が、犯罪をした方等の特性に応じた支援等のための取組。五つ目が、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組。最後に六つ目として、国や民間団体等との連携の強化等、この6項目を取組の柱として施策を展開していきたいと考えております。具体的な施策につきましては、本日ご検討いただいておりますこの策定方針に基づきまして、計画の原案を策定することとしておりますので、来年度になってしましますが、まとめて委員の皆様にお示ししたいと考えております。また、掲載する取組については、再犯の防止等を目的としている取組のほか、従前から市民に提供している各種サービスや、事業のうち、再犯の防止等に資する取組についても掲載をして参りたいと考えて

おります。

12ページをご覧ください。計画の目標についてですが、計画の目標設定や成果指標については、千葉県や策定済みである他市の状況を参考にしながら、これからの連絡協議会の中で議論を深めて、計画の目標について検討していくとしております。

13ページをご覧ください。計画を策定した後の計画策定後の推進体制についての記載です。(1)ですが、本分科会において、計画に記載されている再犯防止推進施策の進捗状況について報告をさせていただくとともに、総合的な評価を行うということを考えております。次に(2)ですが、再犯防止に係る推進体制及び連携の強化のため、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会の委員を中心とした関係団体で構成する会議体を設置し、ネットワークの構築及び計画の進捗状況における意見交換等を行うことを考えております。

資料5の説明は以上となります。最後に、お配りしている資料6、資料7をご覧ください。資料6は国の再犯防止推進計画の概要、資料7は千葉県の再犯防止推進計画でございます。県の計画は今年の1月に策定公表されたものでございます。こちらを参考として添付しておりますので、ご覧いただければと思います。私からの説明は以上となります。

○山下会長 どうもありがとうございました。今の事務局からの説明について、ご意見ご質問ございましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。竹川副会長よろしく申し上げます。

○竹川副会長 はい、畏まりました。ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○松崎委員 はい。この再犯防止推進計画ですけれども、従来の枠組みで足りなかったところ、つまり再犯が繰り返し行われている、或いは、そういう中々社会に受け入れがたい、つまり社会から排除されている、阻害されているというようなことがあるというようなことなのか、新たな枠組みの中で求めていることの一番重要なことは何なのかということが1点。

もう1点は統計数字の問題ですが、青少年だけではなくて、例えば高齢者や中年という年齢別、もう1つ男女別についてももう少しわかりやすく統計を出していただければと思います。

それから従来の枠組みで保護司という方がいらっしゃったと思いますが、保護司の担い手になる人が非常に人材的に少ないということの限界が出てきているのかなと思うのですが、いわゆる刑が終わった後、社会の中で職を求め生活の安定をしていくために、寄り添う形の支援をしていった保護司さんたちの仕事というのが、どのような限界があるのか、そこを教えてくださいと思うのですが。

あと、この地域福祉というこの課が、これを担当することの重要性ということをきちっとこの枠組みの中で入れていかないと、何か社会的に排除されてしまいがちなこの人たちに対して、どういうふうなことでこう支援していけるか、ということも明確になってこないのではないかなと思います。

○竹川副会長 はい、事務局お願いします。

○事務局(小林補佐) はい、事務局でございます。まず1点目。地域福祉課がこの計画を持っているというところで、司法関係機関やいろいろな方と話をしているところですが、なかなか繋がる力がなくて放り出された人が、まず福祉サービス、行政にも繋がらない、あとは地域でも住みづらいという状況もあろうかと思えます。やはりそのあたりを一番身近な行政として、特に福祉サービスへのつなぎから始めて、寄り添って支援していくような体制というのが求められているのかなというふうに考えております。そういうところで我々地域福祉課というところがしっかりと主体となって考えていく必要があると考えております。今は国や県が主体となって、そういう支援が必要な方々に対してアプローチというか、もともと情報は国や県で持っているような状況ですので、そことどうやって市町村として関わっていくかっていうところがスタートになってくるのかと思っております。例えばそういう方々が今、どこに繋がっているのかということ、おそらく保健福祉センターであったり、あんしんケアセンターであったり、いろんな相談窓口につながっていると推測しております。そのノウハウの蓄積や知見を貯めるような部署が、今のところ市役所の中にはないものですから、そういうところはやはり

専門性を高めていく、しっかりと長く寄り添っていけるような体制というのが必要ではないかと、そこに課題が非常にあるのかなというふうに感じているところでございます。

2点目の統計資料につきましては、千葉市分のいろいろなデータを千葉県警や保護観察所等からいただくことを予定しております。推進協議会の中にも、そうした方々に入っていただきながら、いろいろなデータを整えていきたいと考えておりますので、委員からお話のございました、年齢別、男女別も意識しつつデータの提供を依頼していきたいと思っておりますので、そちらも掲載に向けさせて進めていきたいと思っております。どこまでその属性を出していただけるかというところは今後の協議になってくると思っておりますので、また結果についてはご報告させていただきます。

3点目の保護司でございますが、保護司も大体9割ぐらいの充足率と伺っておりますが、それも実は千葉市ではデータを持ち合わせておらず、保護観察所に聞いているという形になっているのですが、担い手不足というのは非常に大きな課題であると認識しておりますし、市としてもそのあたりについては実は従前から市の退職を予定している職員に対しての案内を行ってきたところなんです。今年度からは、教職員の方、学校の先生方についても保護司の活動についてのパンフレットを退職の時にお送りして、ぜひご関心をということで通知をさせていただき取組みを行っております。やはり周知というか、今回、webアンケートというお話をさせていただいたのですが、再犯防止という言葉自体が、まだまだ一般的にはぴんとこない状況があるのではないかとこのところでございます。社会を明るくする運動とか、いろいろ他の機関と連携しながらやってはきているのですが、やはりこの再犯を防いでいく、それはやはり就労であったり住居であったり、あとは生活面で何か頼れるべき人がいたりということで、少しでも成果として出せるかどうかはわからないのですが、減っていくという傾向になる可能性はあるかと思っておりますので、その出会いをつくっていくような形がやはり一番重要だと思います。また、やはり地域の理解、周知活動啓発活動というところは、この計画づくりもその一環ではあるかと思っておりますので、こういうことを通じて、少しでも市民の方に関心を持っていただいて、理解を広めていくというような形が、描いているイメージでございます。

○竹川副会長 よろしいですか、松崎委員。

○松崎委員 はい。

○竹川副会長 では、川畑委員

○川畑委員 実は私もしばらく前まで保護司をやっております、保護司の経験からお話をさせていただきたいと思っております。青少年の問題と、大人の方ということで分けていきますと、まず両方ともに共通するのは、家族が受け入れない。青少年の場合は、よく、家庭内暴力をしております、一緒に住みたくない、という状況があります。これは極めて社会福祉的な問題であろうかと思っております。で、住み場所がなかなかないし、家の中では厄介者という感じしております。従いましてこの人たちをどうするのか、というのが非常に問題です。それともう一つ、居場所ですね。多くの青少年は非行少年グループに所属しております。これは中学校区を越えて結構広い状況で繋がっている。従って、一定の刑期を終えたり保護観察になったりして帰ってくると、仲間たちが待っていると。保護司としては、そういう仲間たちとの接触をいかに妨げることができるかっていうのが非常に大きな仕事になります。それからもう一つ、その人たちの最大の拠り所は就労です。仕事があってそこで受け入れてくれれば、この人は再生します。うまくいきます。青少年でもう二度とやりませんっていう人は、基本的にはいいところに就職ができ、いい皆さんと出会えたとなります。そこで就職するためには、先ほど出てきました協力企業。犯罪者であるということを認識した上で、そういう方を採用してくれる企業。これを増やしていくということが必要です。私は保護司会の美浜区に所属しております、いろんな企業を回りました。これを国、行政機関がこぞって推していただければ、かなり強力なことができるだろうと確信しております。

次に大人の場合ですが、これはお子さんもいらっしゃると思いますが、今の犯罪傾向は大きく分け

まして、薬物が絡んでおります。この薬物は一度経験してしまうと抜け出せません。ダルクというところで、いろいろ皆さんとお話をして、自分のその苦しみを皆さんと一緒に分かち合うわけですが、この薬物犯罪というのは実際、もう少し科学的な知見で薬物が抜けるような、そういうものがない限りはなかなか難しい。ただ、これは周りから見ていると、それから自分が抜け出すために精神努力をしている人が多いです。薬物をやっても犯罪はしない、もう圧倒的に多いわけですがね。だけでも薬物をやると犯罪に繋がる可能性が非常に高い。それから現実に蘇我の駅前ですとか栄町の方面でも、そういう薬物を現実的に扱っている店があります。そういうところの摘発を、これは警察と協力してやる必要があるだろうと思います。こういう問題が、社会福祉審議会の中に出てくるんだということ自体が、先ほど会長もおっしゃってましたが、非常に画期的なことであろうと思います。全体的な粗暴犯は減ってますけれども、実は詐欺犯は増えているわけですね。その詐欺犯は捕まっていないので検挙率が低いですけれども、この詐欺犯はまた別の対策が必要であろうかと思えます。感想になってしまいましたが、要は就労について、これは国・企業、国家・地域社会を挙げて頑張っていくことが必要であろうと思います。最後に、これは千葉市及びこの地区の保護観察所の関係ですが、就労支援をする専門のスタッフを設けていただいて、かつ、千葉市の方では犯罪者も市の職員として就労させる、という仕組みが熊谷市長の時にできました。そういうことも申し上げておきます。

○竹川副会長 保護司としての貴重な経験のお話でございましてありがとうございます。その他、委員の皆さん、はいどうぞ鳥越委員。

○鳥越委員 はい。今のお話を伺いまして、実は再犯防止の観点とはもしかしたらずれるのかわからないですが、例えば最近、老人ホームなんかにも、その入所の相談が、地域生活定着支援センターなどそういったところから相談があったりします。要は保護観察の処分の人はまだ保護司さんがついていたりするのですが、満期釈放者の方は、出てから結局そこから先がどこへ行ったらいいのかといった問題が出てきます。まずは住居の確保、そういったところから支援が必要になっていく。それがないと、結局同じことになってまたお金がなくなって窃盗を繰り返す、という状況があります。そういった支援を絡めて再犯防止というような見方がよろしいのかなと思います。あえて福祉の審議会ですとやるというのであれば、就労なども確かに生活に必要なってきますけれども、既にそれぞれの団体でそういった取り組みをされているわけですから、ここでそういう審議をするというのはどういう対象者なのかと。例えば高齢者の再犯の問題ですとか、知的障害者の再犯の問題ですとか。

あと、これは関係ないかもしれないですが、貝塚にある千葉県帰性会さんが更生施設をやっていますよね。あそこは結局誰でも入れるわけじゃないじゃないですか。行き場所がなくて。ご存知の方いらっしゃるかもしれないですけども、出てきた時に介護が必要な方がいるんですよね。おむつをされていらっしゃる方とか。本来は1人部屋ですけども、多くなってしまって2人が入っているというのが少し前の話ですが聞いてます。そういった方たちへ例えば介護サービスですとか、そういったところにもつなげていかなきゃならない。そういうような取り組みっていうのが求められてくるのかなと思います。

○竹川副会長 はい、ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○事務局（小林補佐） はい。ありがとうございます。今回の計画は対象者を幅広く考えておまして、満期釈放の方、あとは少年で不処分となった方など、専門機関から少し手が離れてしまうような方々というの、かなり制度の狭間で苦しんでいらっしゃる方は結構いるのかなというところも少しずつ見えてきておりますので、そういうところも含めて福祉サービスにどうやってつないでいくのか、或いは身近な行政機関においてつないでいくのかというところも考えていかないといけないというふうに思っております。そのあたりは福祉的な支援が必要と、繋がる力もご自身だけではないでしょうし、ご家族とも疎遠であったりしてサポートが全くないような方もたくさんいらっしゃるというふうに伺っておりますので、そこをしっかりと

見ていきたいという思いもございます。

○竹川副会長 はい、ありがとうございます。和田課長の補足等ございます。

○事務局（和田課長） まず、先ほど松崎委員から、従来の枠組みで足りなかったところを新たな枠組みで、ということについて補足的な形でお話をさせていただければと思います。従来の再犯防止に関する取組みというのは、中心はやはり国でありまして、国中心に進めてきたというところがあるわけですが、その国だけの、刑事司法機関だけの取組みでは、刑務所など施設の中で教育を施したり、手に職をつけさせるというような取組みを従前からやってきたわけですが、そこから外に出てしまった後は、国の方の手は残念ながら及ばないと。及ばないけれども、先ほど資料の冒頭でも出させていただきましたように、犯罪者の総数というのはどんどん減ってはきている。その一方で、再び罪を犯してしまう方というのは、数自体は減っておりますが、その割合というのがなかなか減っていかないというところがある。ここを国は大変問題視をしております、再び罪を起こさせないようにするためには、外に出た方々の個別具体的な支援をしっかりとつないでいく必要があるというところで、国だけではその部分は補うことができませんので、地方公共団体、とりわけ基礎自治体である市町村に、出てきた人たちの具体的なつなぎ支援を担っていただけないかというところが、この再犯防止推進の大きな肝というところでございます。これまで国中心にやってきたものですから、市町村にはそのノウハウですとかデータの蓄積というものが全くないような状況でございまして、そこを国、県等から、警察も含めまして幅広く情報提供を呼びかけて、一緒に考えていきませんか、というような体制を構築していくというところが、この再犯防止推進で大事な部分になってきていると思います。支援の中で具体的にどういうふうにやっていくのか、というところが一番求められてくるわけですが、ジャンルが違うかもしれないのですけれども、今、市全体の中で重層的包括的な相談支援体制の構築というところを真剣に取り組んでいるところでございます。その枠組みの中で、これら再犯防止の対象となる罪を犯した方、非行少年、起訴猶予者などの方々も、この重層的な枠組みの中で拾っていきけるような体制にしていきたいというふうに考えているところもございまして、その体制整備の中で、この再犯防止の支援というところも、あわせて一緒に考えていきたいと思っております。また、老人ホームの入所ですとか高齢障害の方というようなところを、地域生活定着支援センターが、主にその支援のつなぎを行っているところでございますけれども、このような支援機関と連携を深めていながら、どのような支援を市としてもできるのかを一緒に考えていきたいと思っております。以上です。

○竹川副会長 はい、ありがとうございました。予定の時刻も迫っておりますので最後に、どなたかご発言がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、山下会長へ進行をお返しいたします。

○山下会長 たくさんのご意見をいただきましてどうもありがとうございました。時間も迫って参りましたので一言だけ申し上げます。

今回、この地域福祉専門分科会の方で千葉市の仮称ではありますが再犯防止推進計画を作っていくにあたって、委員の皆様から想像以上にたくさんのご意見をいただきました。まず、この地域福祉の分野でこの計画をどういうふうにとらえていくのか、優先は何かということかと思えます。この新しさとか必要性というのは、先ほど事務局からの説明もありましたけれども、縦割り行政の問題といったものについてどう考えるかといったことです。課長もおっしゃっていましたが、国レベルでも縦割りだし、その縦割りの仕組みの中で千葉市、或いは千葉県の中で、活動しているNPOも含めた各団体や各機関、行政等の機関もそれぞれご意見はおありだと思っておりますが、こうした計画の策定にあたって合意をどのように作られていくのか。非常に短いスパンでこの計画を作られていくスケジュールを拝見しましたが、その調整は大変なんじゃないかと思えます。私15年ぐらい前から、刑事司法に関連する問題と福祉について考えて参りましたが、それぞれ意見が全然違う。全然違うというのは私の体験だけで

本当は繋がられているかもしれないのですが、そうした調整役を地域福祉の担当課が担うということで、この計画の策定と相まって千葉市のこうした課題に関係する方々とも、連絡する場というものを作っていくというのも、今回の計画の第1期目において重要なことかと思えます。

次が、新しさということについては、先ほどご意見ございましたけれども、帰住先、つまりどこに戻っていくかということなんですが、必ずしも元々千葉市民ではなかった方、或いは千葉市から離れて、そしてまた戻ってくるという経験をされる方、さらには家族支援の課題があるというふうにおっしゃいましたけれどもその通りで、自らが望んでいる、或いは家族がそれを望んでいないといったこと、さらには地域社会がそれを排除するといったことも現実としてある中で、どのようにこの計画を市民として取り込んでいくのか。或いは社会福祉を担う私たちのセクターとしてどう取り込んでいくかというのが大きな課題になるかと思えます。三つほどありますが、一つは居住の場、もう一つが様々な場、さらには就労と人間関係といったこと。これがかなり福祉に近接して参りますので、地域福祉計画としてこれらのことをどう受けとめていくか、といったことと、それに関する実は予算の問題が大きく出てくるんだろうと思えます。法務省は生活支援に関する予算はほとんど持っていないで、それは福祉の問題だというふうになっており、福祉の財政に依存されることになりまして、これは成年後見制度の仕組みととても似ているのですが、法務省管轄でいろいろと検討がされていくものと、厚生労働省で進められている諸施策との関係をどのように実際に動かしていくかという市町村の実際の運営の難しさといったものがあるかと思えます。

次に、こうした方々に対して、私たちは顔の見える、信頼できる人に出会うといった経験をもう一度作り直すといった観点のメッセージが実際どのように送れるのか。いい経験、何か指導したり修正していくといったことだけではなくて、いい経験ができたといったことをどのように進めていくかなんですが、こちらもまた、犯罪の種類とかその方のご病気等によって様々なミックスされていて、議論は尽きないのだろうと思えます。非常に様々な課題が山積している計画になりますが、短い期間となっておりますけれども、事務局の方でこの調整をお力いただくことになろうかと思えますし、今回、委員の方からご意見いただきましたかなり専門的な知見がおありの方がいらっしゃるので、個別にご相談もされながら今回のこの策定について進めていただきたいと思えます。

最後にパブリックコメントに関連することですが、この再犯防止推進計画、犯罪をしてしまった方を再犯防止するという一方で、被害者の支援はどうなっているんだといった被害者側からの意見等があって、結局、犯罪をされた方を地域から排除するといった意見ももしかしたら想定されるかもしれません。そうしたことも踏まえながら、この再犯防止推進計画はかなり広範囲で、検討を進めていくようなことになろうかと思えます。

どうもありがとうございました。それでは、本日いただきましたご意見を私の方と事務局で協議して、今後対応させていただくということで、よろしいでしょうか。事務局もよろしいでしょうか。皆さんよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○山下会長 はい。どうもありがとうございました。今回に関することについては以上となりますが事務局の方で何かございますか。

○事務局（小林補佐） 特にございません。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。先ほどから事務局の方でも詳細に説明いただきましたので、かなり本格的に取り組まれているのは本当に伝わりました。どうぞよろしくお願いします。それでは議題3その他に移りますが、何かございますか。

○委員一同 特になし。

○山下会長 はい、わかりました。では、進行を事務局へ戻します。

(4) 閉会

○事務局（小林補佐） 皆様どうもありがとうございます。当分科会の今後の予定についてご説明をさせていただきます。先ほどもお話をさせていただきましたが、今年度は、本日が最後の分科会となります。来年度でございますが、令和4年7月ごろに、本日ご承認いただきました策定方針に基づきまして作成する再犯防止推進計画の原案、12月頃に最終案の審議をお願いする予定となっております。会長からございました通り非常にタイトなスケジュールでございます。一生懸命やっていきたいというふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。なお、日程につきましては、決まり次第、事務局より改めてご連絡をさせていただきます。

最後に事務局から3点ほどご連絡をさせていただきます。1点目は、本日の委員報酬についてです。4月下旬頃にご指定の口座に振り込みをさせていただく予定でございます。千葉市への登録口座が変更される場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。2点目ですが会議録の取り扱いについてです。本日の議事録は事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に議事録署名をいただき正式な議事録となりましてインターネットでの公開となりますので、よろしくお願いいたします。最後に配布資料等の取り扱いについてです。お帰りの際、地域福祉計画の冊子につきましては、机の上に置いたままお帰りができますようお願いいたします。事務局からの連絡は以上となります。それでは以上を持ちまして当分科会を閉会させていただきます。長時間にわたりご審議いただきまして、皆様どうもありがとうございました。